

平成二十三年四月四日付け広島県報（定期）第二十七号に登載の広島県告示第三百四十五号（収納代理金融機関の取扱事務の範囲の変更）の一部を次のように訂正する。

会計管理部審査指導課長

一	変更後の取扱事務の範囲の欄の八から一二	<p>4 児童福祉施設措置費負担金及び児童福祉総務費負担金</p> <p>5 母子・寡婦福祉資金貸付償還金</p>	<p>4 県営住宅敷金</p> <p>5 児童福祉施設措置費負担金及び児童福祉総務費負担金</p> <p>6 母子・寡婦福祉資金貸付償還金</p>
ページ	行	誤	正